

重点事業の進捗状況

課題1 子どもの健やかな成長を見守り育む地域づくり

<基本施策1>

地域全体で妊産婦を支え、子どもの成長を見守ることができるための支援（計画書 P245）

主な取り組み	展開方向	令和3年度の取り組み状況
①妊産婦や子育て家庭に対する地域の理解・協力を求めるための支援	<ul style="list-style-type: none"> ○祖父母や子育てに興味がある方を対象とした講座の開催、個別ニーズに合わせた訪問や健康教育を通し、子育て家庭へのサポーターを増やす支援をしていきます。 ○身近に相談ができる人がいないなど、不安を抱える子育て家庭に対して、専門職による個別訪問を行うとともに、地域で支えるしくみを検討し、孤立感の解消を図ります。 	<p>コロナ禍において、実家等のサポートが不足して不安を抱える方に対しては、必要時地区担当保健師による訪問や、助産師によるゆりかご訪問を実施しており、昨年度より増加している。（R2:127件、R3:2月末現在174件）</p> <p>また、地域の主なサポーターを増やす取り組みとして開催している「孫育て講座」はコロナ禍の影響を考慮し、2回予定のところ、1回のみ実施した。（R3:参加者5名）</p>
③「母子健康包括支援センター」機能の充実	<ul style="list-style-type: none"> ○妊産婦、子育て家庭の個別ニーズを把握した上で、情報提供、相談支援を行い、必要なサービスを円滑に利用できるよう、きめ細かく支援します。 	<p>令和3年度より、0歳から3歳未満までの多胎家庭に対し、予防接種や市での母子保健事業参加時における負担を軽減するため多胎児家庭移動経費補助事業を開始したが、1月末時点で利用者1名だったため、2月に勧奨と利用者アンケートを実施し、今後の課題について現在まとめている。</p>

<基本施策2> 子育て世代の親が孤立しない地域づくり

（計画書 P246）

主な取り組み	展開方向	令和3年度の取り組み状況
①親の自助・親同士の共助への支援の推進	<ul style="list-style-type: none"> ○「母親学級」や「両親学級」等において、参加者同士の交流を行い、地域での仲間づくりを推進します。 ○対象年齢や状況に合わせて「乳幼児学級」等を行い、仲間づくりの機会とします。 ○NPOと連携し、気軽に立ち寄れるスペースを設置し、親同士の交流を図ります。 	<p>母親・両親学級は参加者数を縮小し、感染対策を徹底して実施した。特に希望者の多い両親学級は二部制や別日に日程を設けるなどして、仲間づくりの場の提供と健康教育の実施に努めた。（R2:延282名、R3:2月末現在延361名）</p> <p>乳幼児学級についてはコロナ禍で中止もあったが、実施の際は感染対策を徹底して行った。NPOと協働実施の広場のスペースは、母子保健事業中止に伴って回数は減ったが、実施の際は徹底した感染対策を行い、親同士の交流の機会の確保を図った。</p>

課題2 切れ目のない妊産婦・乳幼児への保健対策

<基本施策1> 安心して妊娠・出産ができるための支援

(計画書 P248)

主な取り組み	主な展開方向	令和3年度の取り組み状況
①妊娠届出・母子健康手帳交付時の保健師・助産師による健康相談の充実	<ul style="list-style-type: none"> ○安心して妊娠・出産に臨めるよう、保健師・助産師による妊婦の全数面接を実施します。 ○妊婦の状況や家庭環境等を的確に把握し、必要な情報の提供や、さまざまな関係機関と連携した早期の支援につなげます。 ○妊産婦の健康管理、胎児や妊婦の感染症予防の大切さ、分娩の際のリスク等を説明し、妊婦が自ら、妊娠・出産に関する正しい知識を得て、適切な行動をとることができるように支援します。 	母子健康手帳交付時の助産師・保健師との面接により、妊娠中の不安の軽減を図るとともに、信頼関係の構築に努めた。また、令和3年8月より、オンラインによる妊婦面接を開始し、コロナ禍で来所が不安な妊婦に対し、相談の選択肢を増やして不安の解消と利便性の向上を図った。(R3:2月末現在延12件)

<基本施策2> 乳幼児期の健やかな発育・発達への支援

(計画書 P249)

主な取り組み	主な展開方向	令和3年度の取り組み状況
②乳幼児健康診査の充実	<ul style="list-style-type: none"> ○集団健診の精度を高めて疾病や発育・発達の遅れや偏りの早期発見に努め、必要に応じて、早期治療、療育に結び付けます。 ○成長・発達に合わせた情報を提供し、保護者の育児不安の解消を図ります。 ○不安が強い、または発育・発達に問題がある場合は、各健診に応じ保育・産婦・栄養・心理・歯科等専門相談を実施して、早期の解消を図ります。 	<p>コロナ禍においても、徹底した感染対策を講じたうえで、健診を実施することで発育や発達の確認や相談の機会を確保した。</p> <p>集団健診や病院受診に対する不安が強い方に対しては、各種乳幼児健康診査の受診期間の延長を行い、できるだけ健診を受診して相談の機会を持つことで、不安の解消を図った。</p> <p>(R3 健診受診率：2月末現在 3~4か月児：101.2%、1歳6か月児：98.8%、3歳児：95.3%)</p>

課題5 妊娠期からの児童虐待防止対策

<基本施策> 妊娠期からの関わりによる児童虐待の発生予防と早期支援 (計画書 P256)

主な取り組み	主な展開方向	令和3年度の取り組み状況
③児童虐待の早期発見と支援	<ul style="list-style-type: none"> ○要支援家庭の早期把握に努め、「子ども家庭支援センター」等関係機関と連携し、支援を行います。 ○「乳幼児健康診査」未受診者の状況把握に努め、健康状況や養育状況を確認し、必要な支援を開始します。 ○むし歯の放置や生活環境を顧みて、ネグレクトが疑われる養育環境にある家庭への支援を開始します。 	<p>早期の支援が必要な妊婦に対して、子ども家庭支援センターと定期的に特定妊婦の支援会議を実施し、連携の強化に努めた。</p> <p>乳幼児健診の未受診者に対し、健康状態と未受診の理由を確認し、養育の困難さを抱えている家庭については地区担当保健師につなぎ、早期の介入に努めた。また必要に応じて子ども家庭支援センターと連携しながら継続的な支援を行って身体的虐待やネグレクトの防止に努めた。</p>